８．生活習慣病予防と健康づくり

区民の健康を保持・増進するために、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療以外の保健事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施している。

[1] 健康手帳の交付（健康増進法第17条第1項）

健康診査の記録その他、生涯にわたる健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康手帳を交付している。

平成26年度からは、豊島区独自の健康手帳を作成して配布している。

□交付状況　（単位：人）

区分／年度	75歳以上の後期高齢者医療加入者	40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者	左記以外の40歳以上で交付を希望した者	計
元	37	31	19	87
2	10	13	9	32
3	29	19	15	63
4	11	10	10	31
5	**21**	**16**	**12**	**49**

[2] 健康教育（健康増進法第17条第1項）

生活習慣病の予防、健康増進など健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持増進に資するため、健康教育を行なっている。

(1) 若年世代からの健康づくり教育

区分／年度	メタボリックシンドローム予防教室		歯科教室（講演会）		
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	テーマ
元	1	8	1	43	かむ力と飲み込む力をつけましょう
2	1	6	1	21	知っておきたい！口臭・歯ぎしり・顎関節症
3	1	5	0	0	※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止
4	1	7	1	30	コロナ禍でお口が衰えていませんか？「オーラルフレイル」とは
5	**1**	**9**	**1**	**30**	**知っていますか？認知症と口腔との関係**
池袋			1	30	
長崎	1	9			

(2) 出張健康教室　（区内の企業や事業所からの要請により実施）

□令和5年度の出張健康教室

テーマ	回数	参加者数
生活習慣病予防について	1	10

(3) 集団健康教育

〔対象〕40歳から64歳の者

区分／年度	一般		歯周疾患		慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）		病態別		薬	
	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
元	23	1,591	1	83	1	9	7	366	1	96
2	12	577	1	47	2	5	5	92	0	0
3	11	671	1	25	2	7	6	112	0	0
4	21	1,044	1	33	4	7	7	141	1	28
5	**22**	**1,033**	**1**	**34**	**1**	**4**	**6**	**127**	**2**	**95**

[3] 健康相談　（豊島区健康相談事業実施要綱・健康増進法第17条第1項）

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病の予防のため運動・栄養・休養・禁煙など健康管理に必要な相談を行なっている。池袋保健所では、健康相談と生活習慣病予防健診（男性）・女性の骨太健診結果の相談を同時開催している。

□健康相談状況

区分／年度	健康相談事業		相談件数内訳　（再掲・重複あり）						随時健康相談
			（医師相談）		（保健相談）		（栄養相談）		
	回数（回）	相談者延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	延人数（人）
元	24	94	11	26	23	19	23	49	200
2	22	34	10	10	22	15	22	33	233
3	21	54	9	24	21	29	21	52	246
4	24	54	12	42	24	46	24	51	243
5	**24**	**54**	**12**	**41**	**24**	**39**	**24**	**51**	**265**
池袋保健所	12	42	12	41	12	31	12	39	168
長崎健康相談所	12	12			12	8	12	12	28
地域保健課									69

[4] 健康診査

(1) 長寿健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第125条）

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、区医師会に委託し、健康診査を実施。対象は後期高齢者医療制度加入者と年齢到達により、年度中に加入する方。一般検査として、問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査を全員に実施し、追加検査として、心電図（偶数年齢の者）、胸部Ｘ線検査（全員）を実施した。

□ 受診状況　（単位：人）

区分／年度	対象者数	受診者数				指導区分			
		一般検査		計	受診率（%）	異常なし	経過観察	要医療	計
		外来	訪問						
	A	B	C	D(B+C)	D／A				
元	27,461	13,249	150	13,399	48.8	318	3,804	9,277	13,399
2	27,537	13,072	178	13,250	48.1	317	3,848	9,085	13,250
3	27,297	12,982	171	13,153	48.2	290	3,779	9,084	13,153
4	28,349	13,069	170	13,239	46.7	294	4,096	8,849	13,239
5	**29,050**	**13,001**	**188**	**13,189**	**45.4**	**306**	**4,262**	**8,621**	**13,189**

□ 主な検査結果　（延人数）　（単位：人）

区分／年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝疾患	心冠動脈系疾患	貧血
元	5,727	7,657	4,743	1,747	5,057	2,041	3,436	2,411
2	5,713	7,620	5,023	1,756	4,157	1,988	3,717	2,275
3	5,522	7,665	5,075	1,813	4,443	1,956	3,850	2,509
4	5,391	7,576	5,098	1,796	4,152	1,954	3,803	2,587
5	**5,318**	**7,721**	**5,008**	**1,688**	**4,081**	**1,603**	**3,811**	**2,580**

(2) 介護老人施設入所者健康診査

区施設入所者に健診を実施し、その健診結果を施設入所者の健康状態の把握や健康管理に生かすことで、生活習慣病の予防、施設入所者の健康の保持に寄与することを目的とした事業である。対象は介護老人福祉施設、介護老人保健施設（区に住所を有する者）入所者。問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査、胸部Ｘ線検査を7・8月に実施した。

□ 受診状況　　（単位：人）

区分／年度	対象者数	受診者		指導区分			
		受診者数	受診率（%）	異常なし	経過観察	要医療	計
	A	B	B／A				
元	959	901	94.0	31	503	367	901
2	967	906	93.6	8	578	320	906
3	939	895	95.3	11	481	403	895
4	941	868	92.2	15	507	346	868
5	**972**	**901**	**92.7**	**18**	**509**	**374**	**901**

□ 主な検査結果　（延人数）　　（単位：人）

区分／年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝疾患	心冠動脈系疾患	貧血
元	277	516	175	83	303	75	345	346
2	277	521	126	89	264	96	288	340
3	279	470	141	70	286	82	543	361
4	254	462	119	67	287	81	343	377
5	**264**	**492**	**137**	**93**	**249**	**79**	**426**	**344**

(注)平成27年度から特別養護老人ホーム「千川の杜」、平成28年度から特別養護老人ホーム「東池袋桑の実園」が追加。平成30年度から老人保健施設「アバンセ」が追加。

(3) 特定健康診査・特定保健指導

平成19年度まで老人保健法の基本健康診査として節目健診・高齢者健診を実施してきた。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年4月1日から医療保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導を実施することとなった。豊島区においては、区国民健康保険の40歳～74歳の加入者を対象に実施する。

① 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

特定健康診査とは、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目による健康診査をいう。区においては、特定健康診査実施時に、生活習慣病の予防・早期発見の観点から区独自項目も追加して健康診査を実施している。

□特定健康診査受診状況

（単位：人）

区分／年度	対象者数	受診者数				指導区分（健診全体）			
		基本健診その1		計	受診率（%）	異常なし	経過観察	要医療	有所見計
		外来受診者	訪問受診者						
	A	B	C	D (B＋C)	D/A				
元	42,380 (36,650)	15,779	5	15,784 (14,518)	37.2 (39.6)	961	5,777	9,046	15,784
2	41,027 (36,100)	13,805	4	13,809 (12,738)	33.7 (35.3)	829	4,980	8,000	13,809
3	40,515 (35,251)	14,170	6	14,176 (12,874)	35.0 (36.5)	866	5,280	8,030	14,176
4	39,166 (33,086)	12,993	1	12,994 (11,619)	33.2 (35.1)	767	5,084	7,143	12,994
5	**37,767**	**13,202**	**5**	**13,207**	**35.0**	**842**	**5,336**	**7,029**	**13,207**
40～49歳	8,608	1,560	0	1,560	18.1	251	765	544	1,560
50～59歳	9,112	2,456	0	2,456	27.0	223	1,105	1,128	2,456
60～64歳	4,419	1,654	0	1,654	37.4	107	672	875	1,654
65～74歳	15,628	7,532	5	7,537	48.2	261	2,794	4,482	7,537

（注1）年齢基準日は令和6年3月31日。ただし、昭和23年10月1日から昭和24年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

（注2）下段（　）は国へ報告する年度途中の異動者を除いた数値（翌年11月に確定）。

□主な検査結果

（単位：人）

区分／年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝障害	心冠動脈系疾患	貧血
元	8,680	5,965	3,918	3,053	3,976	2,113	1,949	1,235
2	7,699	5,226	3,648	2,854	2,839	1,856	1,834	951
3	7,771	5,458	3,708	2,945	3,053	1,939	1,881	1,066
4	6,979	4,985	3,401	2,558	2,556	1,779	1,740	1,055
5	**7,011**	**5,096**	**3,184**	**2,597**	**2,546**	**1,647**	**1,697**	**1,162**
40～49歳	734	474	100	261	127	179	58	116
50～59歳	1,405	778	375	552	327	342	118	182
60～64歳	927	610	364	393	307	203	233	106
65～74歳	3,945	3,234	2,345	1,391	1,785	923	1,288	758

（注1）年齢基準日は令和6年3月31日。ただし、昭和23年10月1日から昭和24年3月31日生まれの者は、基準日現在74歳とし、特定健診の対象者としている。

□メタボリックシンドローム判定と保健指導の階層化　（単位：人）

区分／年度	メタボリックシンドローム判定						保健指導の階層化				
	基準該当 A	予備群該当 B	非該当 C	非該当の割合（%）（C/E）	判定不能 D	計 E (A+B+C+D)	積極的支援	動機づけ支援	情報提供	判定不能	計
元	2,743	1,788	11,237	71.2	16	15,784	571	1,349	13,854	10	15,784
2	2,655	1,575	9,566	69.3	13	13,809	509	1,234	12,055	11	13,809
3	2,673	1,611	9,881	69.7	11	14,176	513	1,241	12,411	11	14,176
4	2,412	1,454	9,118	70.2	10	12,994	423	1,033	11,530	8	12,994
5	**2,411**	**1,573**	**9,210**	**69.7**	**13**	**13,207**	**464**	**1,091**	**11,645**	**7**	**13,207**

② 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

特定保健指導は、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群と判定された者に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士等）が行なう生活習慣の改善のための継続的な支援。特定健康診査の結果により、下図の基準により生活習慣病のリスクに応じて「情報提供」・「動機づけ支援」・「積極的支援」の3つに区分（「階層化」という。）し、階層化の結果、保健指導該当者には「積極的支援」、予備群には「動機づけ支援」を実施する。

□特定保健指導の階層化基準

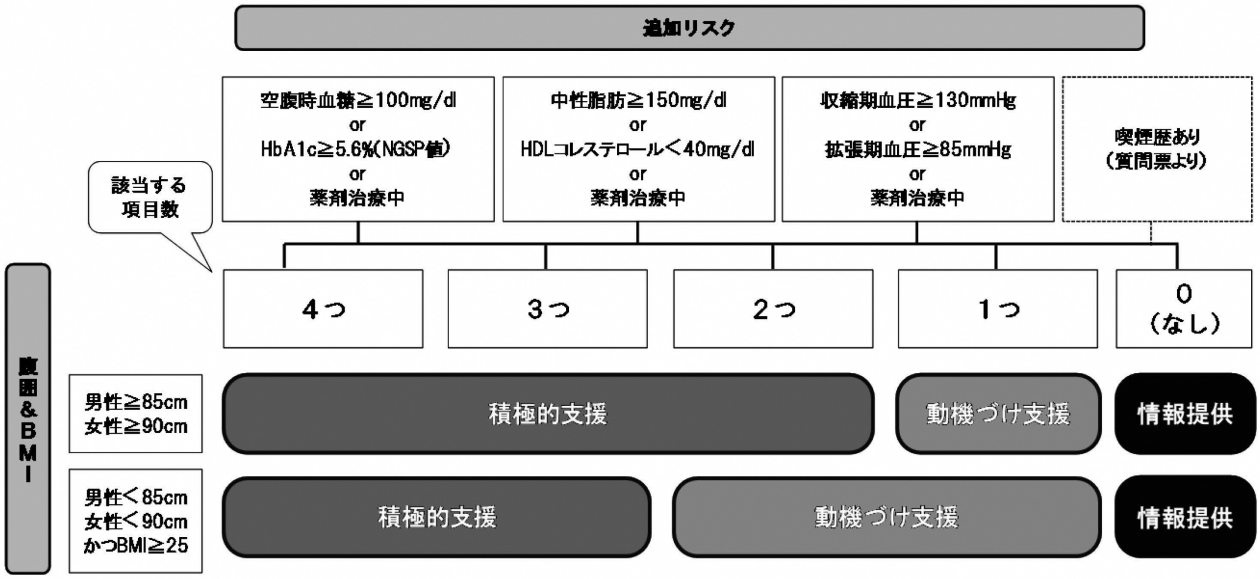

（注1）65歳以上の方で、１つ以上該当した方は、すべて「動機づけ支援」の対象となる。
（注2）生活習慣病に関する服薬中の者は、「積極的支援・動機づけ支援」に該当した方でも、「情報提供」の対象となる。

□特定保健指導実施状況　（単位：人）

区分／年度	特定保健指導対象者				初回面接終了者				評価終了者			特定保健指導実施率（%）
	計	当日保健指導	動機づけ支援	積極的支援	計	当日保健指導	動機づけ支援	積極的支援	計	動機づけ支援	積極的支援	
元	1,864 (1,786)		1,298 (1,250)	566 (536)	373 (357)		303 (300)	70 (57)	361 (343)	303 (296)	58 (47)	19.3 (19.2)
2	1,703 (1,593)	1,153	1,203 (1,134)	500 (459)	501 (473)	169	388 (371)	113 (102)	467 (429)	387 (357)	80 (72)	27.4 (26.9)
3	1,700 (1,610)	1,102	1,197 (1,151)	503 (459)	447 (429)	116	337 (330)	110 (99)	399 (386)	316 (313)	83 (73)	23.5 (24.0)
4	1,410 (1,326)	921	987 (932)	423 (394)	376 (350)	82	299 (283)	77 (67)	342 (326)	283 (269)	59 (57)	24.3 (24.6)
5	**1,507**	**975**	**1,048**	**459**	**310**	**64**	**244**	**66**				

（注1）（　）は、国への報告の数値（国保途中加入者、特定保健指導中断者除外）
（注2）特定保健指導対象者は、特定健診受診者を階層後、75歳と国保資格喪失者（年度途中）を除いた数
（注3）評価終了者数は、特定保健指導開始から終了まで3ヶ月以上を要するため、翌年度6月以降に確定する。
（注4）令和2年度から、特定健診当日に初回面接①、後日に初回面接②を実施する当日保健指導分割実施を開始した。

（4）国保糖尿病重症化予防事業（健康増進法第17条第1項）

生活習慣病重症化予防事業の一環として、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成26年4月一部改正）、「豊島区国民健康保険第二期データヘルス計画」（平成30年3月策定）に基づき、平成27年度から糖尿病重症化予防事業を行なっている。

① 糖尿病予防のための保健指導

国保特定健康診査の結果、糖尿病予備群（特定保健指導対象者を除く）である者を対象に、糖尿病発症予防を目的とした食事・運動セミナー及び個別指導を実施している。

□糖尿病予防のための保健指導実施状況　（単位：人）

区分／年度	特定健診受診者	糖尿病予防保健指導対象者（※1）	食事・運動セミナー（※2）			個別指導				糖尿病予防のための保健指導実施率
			対象者	回数	参加者	初回指導参加者（※3）	継続指導参加者（※4）	計	6ヶ月後評価までの終了者（※5）	
元	15,784	3,421	2,883	10	270	315	181	496	469	14.5%
2	13,809	1,746	1,354	16	137	134	147	281	279	16.1%
3	14,176	2,099	1,636	19	144	155	152	307	304	14.6%
4	12,994	1,632	1,239	20	176	169	131	300	279	18.4%
5	**13,207**	**1,672**	**1,253**	**22**	**199**	**199**	**163**	**362**		**21.7%**

（※1）ヘモグロビンA1c値が6.0～6.4%かつ糖尿病未治療で特定保健指導対象外の方
（※2）食事・運動セミナーは前年度までにセミナーを受講したことがない方に実施
（※3）個別指導初回指導参加者：前年度までに食事・運動セミナーを受講したことがない方
（※4）個別指導継続指導参加者：前年度までに食事・運動セミナーを受講済みの方
（※5）個別指導は翌年度の4月まで実施するため、6ヶ月後評価までの終了者（督促終了含まず）は翌年度の11月に確定する。

② 糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨

国保特定健康診査の結果、高血糖状態で糖尿病薬未服薬である者を対象に、医療機関への受診勧奨及び、保健指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況（単位：人）

区分 年度	特定健診受診者	受診勧奨対象者 (注1)	受診勧奨実施者 (注2)
元	15,784	946	699
2	13,809	509	445
3	14,176	598	557
4	12,994	438	399
5	**13,207**	**374**	**346**

（注1）ヘモグロビンA1c値が6.5%以上で糖尿病未治療の方。
（注2）受診勧奨実施者数には、調査票により医療機関受診状況を把握したものを含む。

□糖尿病ハイリスク未受診者の保健指導実施状況　（単位：回）

区分 年度	保健指導（延数）			栄養指導（延数）	
	面接	電話	訪問	面接	電話
元	1	376	0	0	2
2	3	329	0	0	0
3	1	362	0	0	0
4	1	263	0	0	6
5	**1**	**195**	**0**	**1**	**0**

（注）当該年度の保健指導は翌年度の5月まで実施

③ 糖尿病性腎症重症化予防事業

国保特定健康診査の結果、糖尿病薬服薬またはインスリン注射を使用しており、腎機能が低下している可能性がある者を対象にアルブミン尿検査を行い、早期腎症期と判定された者に保健指導を実施している。

□糖尿病性腎症重症化予防事業 アルブミン尿検査実施状況と判定区分　（単位：人）

区分 年度	特定健診 受診者	アルブミン尿 検査対象者 (注)	アルブミン尿 検査実施者	判定区分		
				正常	早期 腎症期	顕性 腎症期
3	14,176	302	167	70	77	20
4	12,994	294	149	50	82	17
5	**13,207**	**278**	**151**	**64**	**76**	**11**

（注）①尿たんぱく（－）かつeGFR45～59または②尿たんぱく（±）（＋）かつeGFR60以上の方。

□糖尿病性腎症重症化予防プログラム保健指導実施状況（単位：人）

区分 年度	対象者（※）	実施者	未実施者
3	76	48	28
4	82	38	44
5	**75**	**31**	**44**

（※）アルブミン尿検査の結果、早期腎症期と判定された方。
（注1）当該年度の保健指導は、翌年度の5月まで実施。
（注2）対象者は、既に医療機関等で栄養指導を実施しているものを除く。

(5) 後期高齢者糖尿病重症化予防事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の一環として、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく高齢者保健事業の実施等に関する指針」に基づき、後期高齢者医療制度に加入している区民を対象に、令和3年度から低栄養防止、口腔機能低下防止、糖尿病重症化予防事業を行なっている。そのうち、長寿健康診査の結果、高血糖状態（ヘモグロビンA1c値が7.0％以上）で糖尿病薬未服薬である者（90歳以上、要介護3～5を除く）を対象に、医療機関への受診勧奨及び、栄養指導を実施している。

□糖尿病ハイリスク未受診者の医療機関受診勧奨実施状況（単位：人）

区分 年度	長寿健診受診者	受診勧奨対象者	電話勧奨実施者	通いの場等 栄養指導実施者
3	13,153	184	162（88.0%）	13（7.1%）
4	13,239	136	115（84.6%）	8（5.9%）
5	**13,189**	**129**	**97（75.2%）**	**0（0.0%）**

(6) 福祉健康診査

区生活保護受給者、中国残留邦人の方の健康診査は、平成20年度から、生活習慣病予防健診として実施していたが、平成23年度から、特定健康診査、長寿健康診査に準ずる健康診査として、40歳以上の区生活保護受給者、中国残留邦人、東日本大震災避難者の方を対象に福祉健康診査を実施している。

□福祉健康診査受診状況

（単位：人）

区分 / 年度	対象者数	受診者数				指導区分（健診全体）			
		基本健診その1		計	受診率（%）	異常なし	経過観察	要医療	有所見計
		外来受診者	訪問受診者						
	A	B	C	D(B＋C)	D/A				
元	5,292	950	25	975	18.4	23	213	739	975
2	5,282	1,011	18	1,029	19.5	29	267	733	1,029
3	5,277	926	19	945	17.9	22	242	681	945
4	5,044	946	27	973	19.3	27	250	696	973
5	**5,021**	**785**	**23**	**808**	**16.1**	**17**	**259**	**532**	**808**
40～49歳	524	47	0	47	9.0	3	23	21	47
50～59歳	946	99	0	99	10.5	6	43	50	99
60～69歳	947	138	1	139	14.7	2	45	92	139
70～79歳	1,586	258	5	263	16.6	4	76	183	263
80歳以上	1,018	243	17	260	25.5	2	72	186	260

□主な検査結果

（単位：人）

区分 / 年度	脂質代謝障害	腎尿路系疾患	高血圧動脈硬化性疾患	肝機能障害	糖代謝障害	核酸代謝疾患	心冠動脈系疾患	貧血
元	508	519	326	206	412	174	201	188
2	565	522	364	223	367	170	252	171
3	462	467	339	208	349	178	230	183
4	459	479	323	213	303	154	226	201
5	**363**	**399**	**268**	**163**	**270**	**107**	**187**	**182**
40～49歳	27	13	9	10	12	8	0	1
50～59歳	55	24	21	27	25	10	6	9
60～69歳	66	56	46	32	43	16	29	33
70～79歳	112	135	104	43	94	35	66	64
80歳以上	103	171	88	51	96	38	86	75

(7) 眼科検診

平成30年度より緑内障、加齢黄斑変性、糖尿病網膜症等の早期発見、早期治療を目的として45歳、55歳の区民を対象に実施。特定健康診査と福祉健康診査の対象者は、各受診券に案内を同封。

□検診結果（総合判定）

（単位：人）

年度＼区分		対象者	受診者	異常なし	経過観察	要精密検査	要治療
元	45 歳	4,845	196	152	16	25	3
	55 歳	3,444	286	187	44	44	11
2	45 歳	4,758	143	104	18	15	6
	55 歳	3,776	214	151	33	27	3
3	45 歳	4,579	149	111	18	15	5
	55 歳	3,652	219	133	52	30	4
4	45 歳	4,432	136	103	14	15	4
	55 歳	3,354	211	131	37	35	8
5	**45 歳**	**4,590**	**156**	**115**	**22**	**17**	**2**
	55 歳	**4,042**	**222**	**151**	**43**	**24**	**4**

□所見

（単位：人）

年度＼区分		白内障	緑内障	糖尿病網膜症	黄斑変性症	その他
元	45 歳	11	24	2	2	16
	55 歳	43	47	2	7	36
2	45 歳	4	18	2	0	20
	55 歳	28	27	0	4	28
3	45 歳	12	21	0	0	13
	55 歳	33	32	3	4	21
4	45 歳	5	15	2	0	19
	55 歳	27	35	1	2	24
5	**45 歳**	**6**	**17**	**2**	**0**	**22**
	55 歳	**26**	**23**	**3**	**4**	**26**

（注）複数の所見を有する方がいるため、総合判定と所見は人数不一致。

（８） 男性の生活習慣病予防健診（豊島区生活習慣病予防健診実施要綱）

健診対象者は20歳から39歳で、重点対象として25歳・30歳・35歳に個別に健診案内を通知するとともに、健康づくりに関するリーフレット等を発送している。

健診では、体組成成分測定も同時に実施し、保健師、栄養士、歯科衛生士による健康講座「生活習慣病を予防しよう」を実施している。

□健診の状況　（単位：人）

区分／年度	実施回数	個別通知数	受診者数	（再掲）個別通知受診者数	体組成成分測定者数	健康講座受講者数
元	11	9,254	276	173	276	259
2	10	9,087	185	122	185	185
3	9	8,720	197	112	197	197
4	12	9,273	239	115	239	239
5	**12**	**9,321**	**307**	**181**	**307**	**307**

□総合判定別結果

区分／年度	受診者	異常なし	軽度異常	要指導・要再検査	要医療
元	276	55	46	115	60
2	185	29	41	62	53
3	197	24	43	70	60
4	239	34	48	94	63
5	**307**	**37**	**58**	**124**	**88**

□要指導者（健康相談対象者）、健康相談来所者数（健康相談より再掲）　（単位：人）

区分／年度	健診受診者	要指導	健康相談来所者	要医療	健康相談来所者
元	276	104	10	60	1
2	185	58	4	53	0
3	197	52	5	60	3
4	239	73	9	63	4
5	**307**	**95**	**2**	**88**	**3**

□主な検査結果　　（単位：人）

区分 年度	受診者	検査結果				
		脂質代謝異常	高血圧	肝機能障害	糖代謝異常	貧血
元	276	17	2	29	1	1
2	185	16	3	31	1	1
3	197	22	4	31	3	0
4	239	22	1	33	3	1
5	**307**	**25**	**0**	**39**	**5**	**0**

□保健指導（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）

健診結果に応じて、保健師・管理栄養士がメタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ情報提供やアドバイスなどの専門的支援を行なっている。

（単位：人）

区分 年度	生活習慣病予防健診受診者		福祉健康診査受診者	
	初回指導	フォロー指導（延）（※）	初回指導	フォロー指導(延)(※)
元	1	1	0	0
2	2	1	0	0
3	3	0	0	0
4	4	2	0	0
5	**1**	**0**	**0**	**0**

（※）フォロー指導は動機付け支援（6か月）と積極的支援（3か月・6か月）を含む。
（注）フォロー指導における動機付け支援・積極的支援の基準値は、「特定保健指導の階層化基準」に準ずる。
フォロー指導者は前年度からの継続者も含む。

[5] 訪問指導事業（健康増進法第17条・19条の2）

心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の指導が必要であると認められる本人および家族に対し、健康の保持増進と心身の機能低下防止、在宅生活の向上を図ることを目的として、保健師・理学療法士等が訪問指導を実施している。

〔対象〕40～64歳までの方

□訪問指導件数　（単位：人）

区分 / 年度		高齢者福祉課		池　袋		長　崎		合　計	
		実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
元		12	26	65	266	24	88	101	380
2		8	15	73	108	18	67	99	190
3		4	12	31	103	21	123	56	238
4		7	15	28	97	15	34	50	146
5		**10**	**21**	**41**	**93**	**22**	**41**	**73**	**155**
職種	保健師	10	21	41	93	22	41	73	155
	理学療法士	0	0					0	0

[6] としま健康チャレンジ！事業

「いつでも、だれでも、どこででも」をモットーに、区民が健康事業に参加することにより、健康を意識したライフスタイルを確立し、健康増進と生活習慣病を予防することをねらいとする。(平成21年度から開始)

① 事業概要

講演会や運動講座等のプログラム等に参加することによって、既定のポイントを集めるとマイレージカードと交換ができ、カードを区内協賛店で使用することで様々なサービスを受けることができる事業である。健康診断やがん検診の受診結果を提出した区民にもポイント付与することで、受診率向上を図っている。各店舗がマイレージカードと引き換えに提供するサービスは、本事業の趣旨に賛同した健康チャレンジ！応援団（企業・団体等）が無償で提供するものである。

② 実施状況

区分 / 年度	知ってチャレンジ！					やってチャレンジ！					
	講演会及びイベント	食育実践企画及び食育イベント	保健所事業	応援プログラム	マイコース（検診）	測定会	体育協力施設	運動講習会	健康ウォークラリー	マイコース（※1）	応援団企画講習会
	回数	回数（再掲）	回数（再掲）	回数	人数	回数	施設数	回数	人数	種類	回数
	人数	人数（再掲）	人数（再掲）	人数	件数	人数		人数		人数	
元	10	3	10	103	－	6	27	11	－	5	303
	6,158	368（※2）	184	3,238	928	1,204		324		1,482	
2（※2）	5	2	10	125	－	2	25	7	－	5	138
	201	45	104	1,764	799	354		128		1,444	
3	9	3	11	239	－	3	26	10	－	5	197
	299	358	113	3,846	576	471		129		1,553	
4	9	1	13	129	－	4	26	13	－	5	458
	361	117	124	2,415	1,548	599		225		5,191	
5	**8**	**2**	**20**	**13**	**－**	**5**	**24**	**14**	**－**	**5**	**188**
	316	**142**	**334**	**726**	**832**	**646**		**243**		**1,750**	

（※1）令和元年度より、ポイントシールの配布件数で統一。

（※2）新型コロナウイルスの感染拡大防止による事業の中止のため、昨年度比大幅減少。

□事業実績

区分 / 年度	マイレージカード	チャレンジ講演会等（※）		測定会		健康チャレンジ応援団
	発行枚数（枚）	回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）	登録団体数
2	955	5	201	2	354	247
3	1,292	9	299	3	471	247
4	1,857	9	361	4	599	247
5	**2,069**	**8**	**316**	**5**	**646**	**199**

（※）チャレンジ講習会の一部は、健康増進法第17条1項に基づく集団健康教育へ計上。